

第四号」を加え、同項第一号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。）」を、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「生まれたもの」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。）である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第八条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日）において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

附則第七条の五第一項中「又は同条第一項に規定する政令で定める日（）」を「（被保険者に係る同条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。）」に改め、「第十一条の二第一項及び第二項、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項及び第二項」を削り、「第十三条の六第一項、第四項」を「第十三条

の六第四項」に改める。

附則第七条の六第四項並びに第七条の七第三項及び第四項中「による老齢厚生年金」の下に「(第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)」を加える。

附則第八条の二第一項中「男子」の下に「又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者に限る。)」を、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「女子」の下に「(第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。)」を、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「掲げるもの」の下に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特定警察職員等である者であつて次の表の上欄に掲げる者について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十六年四月一日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十八年四月一日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳

昭和四十年四月一日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者

六十四歳

附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項中「喪失した日」の下に「（第十四条第一号から第四号まで）のいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日」を加える。

附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国會議員若しくは地方公共団体の議員である者に限る。」
(前月以前の月に属する日から引き続き当該国會議員又は地方公共団体の議員である者に限る。)
である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十二条の四第一項及び第二項並びに
第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）を加える。

附則第十一条の二第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第
四項中「百円」を「一円」に改める。

附則第十一条の三第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第
三項中「百円」を「一円」に改める。

附則第十三条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生

年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十三条の二第一項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第二項中「船員の老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第四項中「船員の老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十三条の四第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第十三条の六第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。

附則第十三条の七第四項並びに第十三条の八第二項及び第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十六条第三項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいづれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

附則第十六条の四を削る。

附則第十七条中「第三十八条第一項」の下に「（第七十八条の二十二）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「〔及び遺族共済年金〕とあるのは「及び遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」と「〔退職共済年金及び当該遺族厚生年金〕とあるのは「退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」及び「〔当該遺族厚生年金〕と」を削る。

附則第十七条の二第二項を削る。

附則第十七条の三中「老齢厚生年金等のいづれかの受給権」を「老齢厚生年金の受給権」に、「取得した日」とあるのは「六十五歳」を「取得した日に」とあるのは「六十五歳」に、「達した日」と「」を「達した日」に」と、「〔当該老齢厚生年金等〕を「〔当該老齢厚生年金〕に、「取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金等」を「取得した日の」とあるのは「当該老齢厚生年金」に、「達した日」とする」を「達した日）の」とする」に改める。

附則第十七条の四中第八項を第十一項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に

次の三項を加える。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。）附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成十九年一元化法附則第五条第十一号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項におい

て同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成十九年一元化法附則第五条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第六項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十七条の九に次の三項を加える。

4 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

5 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職

員共済加入者期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

附則第十八条から第二十三条までを次のように改める。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十八条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、附則第七条の三第一項の規定を適用する場合においては、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行わなければならない。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七条の三の規定を適用する。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の基本手当等との調整の特例)

第十九条 前条の規定を適用して支給する附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、

各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。この場合において、附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び第五項」と、附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「同条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び第五項」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の特例)

第二十条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、附則第八条(附則第八条の二において読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 前項に規定する者であつて、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者については、各号の厚

生年金被保険者期間ごとに附則第九条の二から第九条の四まで及び第十二条から第十三条までの規定を適用する。この場合において、附則第十二条第一項中「附則第八条の規定による老齢厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金」と、「老齢厚生年金の額を」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額を」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た数を乗じて得た額に」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除した数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二

で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、当該受給権者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止に関するこの法律その他政令で定める規定の適用に關し必要な讀替えその他必要な事項は、政令で定める。

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第二十一条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、附則第十三条の四第一項の規定を適用する場合においては、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行わなければならない。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第十三条の四から第十三条の六までの規定を適用する。この場合において、同条第一項中「附則第十三条の四第三項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第十三条の四第三項」と、「老齢厚生年金の額」(一)とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額」と、「第四

十六条第一項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る加給年金額に関する経過措置の特例)

第二十二条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして附則第十六条の規定を適用する。

(拠出金の額の算定に関する特例)

第二十三条 当分の間、第八十四条の五の規定の適用については、同条第一項中「掲げる率」とあるのは「掲げる率及び支出費^{あん}按分率」と、同条第三項第二号中「(と/or)」とあるのは「(と/or)」に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第四項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第八十四条の五第一項に規定する支出費^{あん}按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この号、次条及び附則第二十三条の三において同じ。）ごとに、当該実施機関に係る当該年度における厚生年金保険給付費等として算定した額に基準年金拠出金保険料相当分を加えた額を、当該年度における第八十四条の五第一項に規定する拠出金算定対象額で

除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 百分の五十

附則第二十三条の次に次の四条を加える。

第二十三条の二 平成二十二年度から平成三十八年度までの間、第八十四条の五第三項第一号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、実施機関ごとに、当該年度における保険料の各月の保険料率（第二号厚生年金被保険者にあつては平成十九年一元化法附則第八十条第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第三号厚生年金被保険者にあつては平成十九年一元化法附則第八十一条第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第四号厚生年金被保険者にあつては平成十九年一元化法附則第八十二条第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とする。）を、当該各月に応じ、当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額（以下この項において「実施機関保険料相当